

令和 7 年度実施  
美作市地域支援型地域おこし協力隊  
受入れ団体 募集要項

令和 7 年 12 月  
美作市

## 1 趣旨

### (1) 地域おこし協力隊の概要

都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移動して生活の拠点を移した方を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱し、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組です。令和6年度では全国1,176団体が活用し、活動している協力隊員は7,910人となっています。

### (2) 募集の目的

総務省による制度として平成21年度より実施されている「地域おこし協力隊制度」を活用し、平成22年度から地域おこし協力隊の受入れを開始し、市内の自治振興協議会を中心に配置して、地域の課題解決のための取り組みなどの地域協力活動を実施しています。美作市では、平成27年度に「美作市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、持続可能なまちづくりを進めていく中で、交流人口の拡大や移住定住の推進、地域課題の解決に取り組む人材の確保が必要となっています。

令和7年12月1日時点で10名の協力隊員が市内で活動されていますが、さらなる地域課題の解決や地域力の維持・強化を図るため、地域おこし協力隊を配置し、地域おこしに関する支援活動、観光・特産品その他地域資源の発掘及び商品開発の支援活動、農林水産業への従事活動、水源保全・監視活動、環境保全活動、住民の生活支援活動、スポーツ・文化に関する活動、脱炭素地域づくりの推進等、地域力の維持・強化に直接資する地域への貢献性・公益性が高い活動等の「地域協力活動」を行う団体を募集します。

## 2 募集人数

募集人数は、各提案について1名とします。

## 3 スケジュール

目	日付・期間	考
募集要項の公開 募集開始	令和7年12月1日（月）	市ホームページへ掲載 各自治振興協議会へ通知
事前協議	令和7年12月8日（月）～ 令和8年1月7日（水）	事前予約のうえ実施 1団体等につき1回1時間程度
応募書類提出締切	令和8年1月9日（金） 17:00 必着	書類審査後、受け入れ団体の審査通知を行なう。
受け入れ団体の審査	令和8年1月中（予定）	ヒアリング形式により実施 (日程は変更する場合があります)

目	日付・期間	考
受入れ団体決定通知	審査後直ちに	審査通過後に随時通知
協力隊員の募集開始	決定後随時	受入れ団体の決定後に随時実施
第1次審査（協力隊員の候補者の審査）	受入れ団体により協力隊員候補者を審査（随時）	団体から市へ協力隊員候補者を指定の届出書により提出
最終審査（協力隊員の最終審査）	随時	協力隊員候補者・事業者・市の3者で実施。ヒアリング形式により実施。
委嘱の可否の決定	随時	
協力隊員活動開始	随時	

※日程は変更する場合があります。

#### 4 受入れ団体の応募

##### (1) 応募資格等

次の①～⑩すべてに該当する団体を応募の対象とします。

- ① 美作市内の地区自治振興協議会
- ② 申請する提案の目的は、地域課題の解決、団体の新たな取り組みの推進、担い手の育成等を目的とするもので、任期終了後の市内への定住・定着に取り組むものであること  
また、提案の内容や協力隊員の活動内容は、地域と連携・協力して取り組む地域課題の解決に直接資するものや、美作市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる施策の実現に資するもので、地域への貢献性や公益性の高い「地域協力活動」とすること
- ③ 協力隊員が任期中及び任期終了後においても、市内での居住、働き続けられるための支援を受入れ団体において責任を持って行うこと。（協力隊員が任期途中で辞める場合でも、必要な支援を行うものとする）
- ④ 協力隊員は団体が管理運営する法令上の定数が定まっている事業や業務に配置し、単に当該業務に従事させるものでないこと
- ⑤ 協力隊員は団体の収益事業や通常実施する事業を管理運営する為の単なる補充人材ではないものとすること
- ⑥ 提案の内容や協力隊員の受け入れについて、活動拠点の地域（地区自治振興協議会や大字単位を想定）の合意が得られるもの
- ⑦ 実施しようとする提案内容や協力隊員が行う活動の具体的な成果が判断でき、そこに向けての実現可能な支援体制が図られているもの
- ⑧ 協力隊員の活動内容や日常生活の支援に関して、責任を持つ担当者を配置し、協力隊員の良好な関係を築き個々の活動においてサポートを行うこと。また、その担当者は市からの問い合わせに迅速に対応出来ること
- ⑨ 市が指定する研修やPR活動等へ必要に応じて参加すること
- ⑩ 提案の採用後に、団体が窓口となり、協力隊員の候補者の募集の受付を行うことが可能である

こと

(2) 応募の受付

応募書類は、下記受付場所まで持参するか郵送してください。FAX 又は電子メール等による提出は受け付けできません。郵送の場合は「地域おこし協力隊配置申請書類在中」と記載してください。また、当市では郵便事故による不着、遅配等については、一切責任は負いません。

① 応募の受付期間

「事前協議」完了日から令和 8 年 1 月 9 日（金）までの開庁日で

午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分までの間（郵送の場合、必着）

② 受付（提出）場所

〒707-8501 岡山県美作市美来 1 番地

美作市役所総合政策課 地域おこし協力隊担当 宛

② 留意事項

申請する場合は、必ず「事前協議」（令和 7 年 12 月 8 日（月）～令和 8 年 1 月 7 日（水）実施）により当市との協議後に、提出してください。（本要項 P5(5) を参照）

(3) 応募書類

次の書類の正本を 1 部提出してください。なお、提出する書類は、パンフレット等を除き、原則として A4 判で作成してください。

○申請団体等の提出書類

書類名	備 考
1 受入れ団体申請書	・様式 1
2 受入れ団体概要書	・様式 2
3 受入れ事業提案書	・様式 3
4 事業活動実施計画書	・様式 4（3 年間の実施計画）
5 団体の規約その他これらに類する書類の写し	
6 団体の事業報告書、収支決算書等	・団体の前年度の事業報告書、収支決算書 ・団体の本年度の事業計画書、収支予算書 ・その他団体の活動状況を明らかにする書類

※提出された申請書等は返却いたしません。

(4) 応募の辞退、応募書類の修正、その他取扱いについて

- ① 応募受付後に申請を辞退する場合は、辞退届（様式 8）を提出してください。
- ② 提出された応募書類は返却しません。
- ③ 応募書類に虚偽の記載があった場合は、協力隊員を配置できない場合があります。
- ④ 事業提案書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、市は、受入れ団体決定の公表等必要な場合には、事業提案書等の内容を無償で使用できるものとします。

- ⑤ 申請に当たって、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理方式等を使用した結果生じた責任は、申請者が負うものとします。
- ⑥ 応募書類は、申請者に無断で本募集に係る業務以外に使用しません。

#### (5) 事前協議

応募書類の提出にあたっては、必ず「事前協議」を完了の上、応募してください。事前協議の完了前の応募書類の提出は受け付けることができません。

##### ① 実施時期

令和7年12月8日（月）から令和8年1月7日（水）まで

##### ② 注意事項

ア 必ず、事前予約を行ってください。実施は1団体につき1回1時間程度とし、日程を調整し実施いたします。

イ この「事前協議」は、当市の募集要項の内容や協力隊制度の概要、作成中の提案内容の概要や準備中の書類の漏れ等の確認等について、団体からの質問を基本として行うことを目的に実施します。そのため、事前協議時に当市からの指摘が無かつたことをもって、内容に不備がないことを確約するものではありません。

また、申請を予定する提案内容についても、当市から提案や確約を行うような回答はできませんので、ご注意ください。

#### (6) 応募に当たっての留意事項

- ① 受入れ団体の決定をもって、協力隊員の配置が確約されるものではありません。協力隊員の募集状況等により配置が出来ない場合があります。
- ② 応募に関する費用は、すべて応募者の負担とします。
- ③ 応募は、1団体につき提案は1案とし、複数の提案はできません。
- ④ 地域振興等の公共的な取り組みを行う団体を活動拠点として応募する場合は、応募する地区自治振興協議会の組織に現に属していることや、地区自治振興協議会が実施する活動に深く関わっているなど、関係や活動の主体性が客観的に判断できる場合に限るものとします。

### 5 受入れ団体の審査

#### (1) 審査日程等

##### ① 日程（予定）

申請内容を確認後、令和8年1月（予定）に実施します。詳細なスケジュール等は募集締切後にお知らせします。

##### ② 場所

美作市美来1番地 美作市役所の会議室

③ 参加者

審査会の参加者は2名までとします。

(2) 審査内容

提出された書類は事務局で申請書類を確認し、応募内容の審査をヒアリング形式（提出された提案の概略をご説明いただいた後、質疑を実施します。）で行います。提案内容によっては、受入れ団体として決定できない場合があります。

① 提案目的・内容の適合性

提案の目的や内容を明確にし、地域課題を的確に捉え、団体の運営や営利活動を主目的とせず、地域との連携や理解に配慮し地域の課題解決に資するなど、貢献性や公益性の高い取組みであるか。

また、効果的で適正な計画で、具体的な成果や実現性、継続性が判断できるものであるか。

② 協力隊員の活動内容

協力隊員の役割及び活動が明確で、当市の募集の目的に掲げる活動に合致しているか。

また、提案の目的達成のための効果的な活動内容となっており、協力隊員の自立のために必要な技術の習得の機会や研修体制が確保されるものであるか。

③ 団体の支援体制

協力隊員の受入れや活動期間中の生活支援や活動支援などの具体的なサポート体制が図られ、地域住民や地域内外の関係団体との連携・交流、合意など、生活や活動に支障が無いような支援が図れる内容となっているか。

また、協力隊員の任期修了後に市内へ定着・定住するための支援策と協力体制が図られる内容となっているか。

④ 受入れの必要性等

提案全体を通しての、協力隊員の受入れの必要性等

(3) 受入れ団体の決定、募集

受入れ団体の決定後の協力隊員の募集可能期間は、団体との協議のうえ必要な期間に実施しますが、最長12か月とします。

6 協力隊員の要件

次に掲げる、①～⑯の全ての要件を満たす方

- ① 応募時点で大学又は専門学校等の教育機関に在学中の場合は、配置予定日までに卒業見込みであるなど、協力隊員としての配置及び活動に支障の無い方
- ② 応募時点において（委嘱時点においても）3大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎、山

村、離島、半島等の条件不利益地域に該当しない市町村）に在住の方で、委嘱決定後に生活の本拠を美作市の客観的居住の実態がある住居へ移し、住民票を美作市へ異動することができる方（地域要件についての詳細は、総務省の地域おこし協力隊員の要件に準じます。応募時点において（委嘱時点においても）で美作市に定住、又は本拠がある方は対象となりません。）なお、美作市は「3大都市圏外の全部条件不利地域」に該当します。）

- ③ 活動期間終了後も、美作市に定住し、又は就業・起業しようとする意欲を持っている方
- ④ 地域住民とのコミュニケーションが図れ、地域おこし活動に意欲のある方
- ⑤ 普通自動車運転免許を有する方
- ⑥ 一般的なパソコン等が使用でき、ワード・エクセル・SNS 等を活用できる方
- ⑦ 心身ともに健康で、市及び地域住民等と協力しながら業務に取り組むことができる方  
※採用決定後、必要に応じて健康診断書等の提出を求めます。
- ⑧ 土日及び祝日の行事参加や夜間の会議など、不規則な勤務に対応できる方
- ⑨ 美作市の条例及び規則等その他関係法令を遵守し、職務命令等に従うことができる方
- ⑩ 勤怠管理や物品の管理を適切に行う事ができる方
- ⑪ 地方公務員法第 16 条（欠格条項）に該当しない方
- ⑫ 美作市暴力団排除条例（平成 23 年美作市条例第 22 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員及び同条第 3 号に規定する暴力団員等でない方。
- ⑬ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していない方
- ⑭ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していない方
- ⑮ 法令順守上の訴訟や問題を抱えていない方

## 7 協力隊員の活動条件等

### (1) 配属地

申請した団体の地域内とし、団体の主たる事務所等とします。

### (2) 委嘱形態

地域おこし協力隊員としては市長が委嘱し、美作市と業務委託契約を締結します。協力隊員の柔軟な活動を推進するため、協力隊と美作市との間では、雇用契約は締結しません。

### (3) 委嘱期間（任期）

委嘱（配置）の日から 1 年間（初年度は委嘱開始日から令和 9 年 3 月 31 日まで）。2 年目以降については、活動状況や成果等を勘案し、1 年毎に委嘱期間を更新し、最長 3 年間更新することができます。

### (4) 活動条件

ア 活動日数及び活動時間等

1日7時間30分程度、1月あたり20日間（150時間程度を想定）の活動を基本とする。ただし、活動内容や活動日、活動時間等については、受入れ団体の活動拠点で行う活動のほか、協力隊自身の希望により実施する活動に配慮し、隊員との調整により行うものとします。

#### イ その他

受入団体の都合により、閑散期や閑散日・天候等の理由で日数が満たない月があるなどの場合は活動日数の振替えや活動拠点以外での業務等について調整等を行うなどにより実施するものとします。

また、繁忙期や繁忙日等については、上記と同様、閑散期や閑散日との調整のほか、副業等による業務への従事を検討するなど、隊員への活動条件に配慮し実施するものとします。

### （5）待遇・福利厚生等

#### ① 業務委託料 月額上限 266,600円

※賞与、通勤手当等はありません。

※副業の取扱い

美作市が委託する業務に支障がない範囲内で、受入れ団体の合意のもと、副業を行うことも可能です。

#### ② 加入保険等

協力隊員個人で国民年金、国民健康保険に加入するものとします（各保険料は全額自己負担）。

傷害保険及び賠償責任保険には個人で加入し、保険料は予算の範囲で市が負担します（傷害保険及び賠償責任保険の加入は原則とします）。

#### ③ 住居

原則、受入れ団体において空き家や賃貸住宅等を斡旋していただくものとします。基本的に活動拠点地域としますが、協力隊員の希望と受入れ団体との調整により、活動拠点以外の地域への居住も可とします。住居借上げによる家賃は予算の範囲で市が負担します。

#### ④ 活動車両

活動車両の借上げ料、燃料費を予算の範囲で市が負担します。活動車両は、必要に応じて協力隊員個人で準備し、その車両にかかる経費の一部を市が負担します。

#### ⑤ 起業等に必要な経費

美作市地域おこし協力隊起業・事業承継支援補助金交付要綱に基づき、一定期間の活動を修了した隊員の方を対象に、要綱に定める起業や事業承継を行う場合に、100万円を上限として補助金を交付します。

### （6）活動費

協力隊員の活動に係る経費は、活動補助金として年額上限200万円の範囲内で協力隊員個人へ支給します。（上限額には、市が直接経費を負担するものを含みます。対象経費は地域協力活動に必要な経費として市が認めたもの限ります。）。詳細は、国の財政支援額や市の予算措置、制度改革等により変更する場合があります。）。

#### ① 住居借上料

協力隊員の個人契約のものに限ります（上限額35,000円／月）

※転居にかかる費用、生活備品、敷金・礼金、共益費、光熱水費、個人の生活に係るもの等は個人負担。

② 活動車両借上料

活動専用車両の借上料：上限額 20,000 円／月

※自家用車を利用する場合：走行距離 23 円／km

③ 活動用事務機器借上料

活動専用のパソコン、プリンターの借上に要する経費（月額 5,000 円）

④ 報償費等

外部アドバイザーの招へいに要する講師等謝金、調査・研究等に係る謝金等の経費

⑤ 活動旅費

出張等の交通費、通行料金、宿泊費等

⑥ 保険への加入経費

傷害保険、損害賠償保険等への加入費

⑦ 需用費

消耗品・作業道具・図書・材料費等、チラシ・ポスター・資料等の印刷製本費、コピーライタ一代、燃料費、修繕料等

⑧ 役務費

郵便料、通信運搬に係る経費、各種手数料等

⑨ 委託料

地域おこしに資する取組みに係る委託料、コーディネートをする事業に係る委託費等

⑩ 使用料及び賃借料

会場使用料、各種機械器具等の使用料等

⑪ 原材料費

資材購入費等

⑫ 備品購入費

レンタルやリース等での対応を基本とします。

⑬ その他の経費

市との協議により活動の実施に必要と認められた経費

(7) その他

ア 市と雇用契約を締結しないことから雇用保険には加入しません。

イ 活動に使用する自動車、携帯電話はご自身でご用意いただきます。

ウ 活動費について、協力隊員の活動を行うために必要な経費については、原則、協力隊員に直接支払います。

エ 協力隊員の活動経費について、地域協力活動に必要な経費として市が認めたものについて、予算の範囲内で市が負担し協力隊員へ支給しますが、それ以外の経費については、協力隊員本人の都合により発生した費用を除き、原則として受入れ団体が負担するものとします。

オ 美作市が委託する業務に支障がない範囲内で、受入れ団体の合意のもと、副業を行うことも可能です。

カ 協力隊員としてふさわしくないと判断されるときは、委嘱期間中であっても委嘱を取り消す

ことがあります。

キ 協力隊員の活動に関する条件については、市と協力隊員との業務委託契約時において予定する内容を参考に示したものです。詳細については、協力隊員との業務委託契約及び仕様書により決定します。

## 8 協力隊員の募集手続き等

### (1) 協力隊員の募集の受付

協力隊員の募集は、受入れ団体として決定した後、団体との実施時期を調整の上、隨時実施します。協力隊員の募集の受付にあたっては、市が別に指定する申請書等により各受入れ団体において実施するものとし、制度に関する問い合わせは、必要に応じて、美作市政策推進部総合政策課において行います。

なお、基本的には、受入れ団体決定後に、協力隊員の募集の受付を行うものとしますが、決定前に隊員希望者からの相談等を受付ける場合は、受入れ団体の責任により実施してください。

### (2) 選考方法

募集の修了後、協力隊員の候補者が決定しましたら、当市が別に指定する届出書を提出していましたきます。当市は提出のあった内容を確認し、隨時、最終審査を実施します。

## 9 協力隊員の選考方法

### (1) 選考審査

選考方法は1次審査と最終審査とし順次行いますが、面接試験の詳細については、提出書類受付後、別途お知らせいたします。なお、選考審査に要する交通費等は個人負担となります。

### (2) 選考プロセス

#### ① 1次審査

受入れ団体において面接等を実施し、応募者の中から協力隊員候補者を1名選定してください。1次審査の結果は、団体の審査結果を元に、美作市から通知します。必要に応じて美作市総合政策課が立会います。

#### ② 最終審査（美作市役所）

団体責任者、協力隊員候補者、美作市総合政策課の3者で面接を実施します。最終審査終了後、審査結果を、受入れ団体及び協力隊員候補者へ文書にて通知します。

### (3) その他

応募人数の多少に関わらず、採用基準を満たす応募者がいない場合は、採用できない場合も

あります。

## 10 その他留意事項

### (1) 提案内容の変更

審査後又は着任後に申請していた内容を変更しようとする場合には、事前に市へ協議を行ってください（軽微な修正を除く）。提案内容の修正はできません。

### (2) 審査通過の取り消し

協力隊員の活動内容に重大な違反があった場合、報告書等による報告内容に不適切な内容があった場合、同報告書等の著しい提出遅延等、不適切な事由があると市が認めた場合には、協力隊員の受入れ又は委嘱を取り消す場合があります。

### (3) 業務報告

協力隊員に対し、活動を行った翌月に活動状況の報告を求めます。団体等においては、協力隊員の任期期間中の活動状況や日報を確認し、協力隊員と共同で報告書の作成をお願いします。

また、必要に応じて担当者による定期的な面談や事業の進捗確認を行い、市からフォローアップを行う場合があります。就任後に実施する定例的な報告会については、原則参加する必要があります。

### (4) 活動費等の支払い

協力隊員の業務委託料等は協力隊員個人の指定口座に毎月振り込みます。活動経費についても必要に応じて原則協力隊員の指定口座に振り込むものとします。

### (5) 受入れの条件

- ① 協力隊員の受入れにあたり受入れ団体が負担した経費について、市の活動費の基準に適合しないもの、又は受入れ団体の都合により発生した費用については、受入れが中止した場合においても、市は負担しません。
- ② 法令等の改正により、委嘱形態、活動条件等が変更となる場合があります。

### (6) 関係例規等

- ・美作市地域おこし協力隊規則（令和6年美作市規則第14号）
- ・美作市地域おこし協力隊に関する取扱要綱（令和6年美作市告示第53号）
- ・美作市地域おこし協力隊活動補助金交付要綱（令和6年美作市告示第45号）
- ・美作市地域おこし協力隊起業・事業承継支援補助金交付要綱（平成31年3月26日告示第28号）
- ・地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務次官通知）

### (7) その他

本募集要項は、美作市の予算の成立を前提としたものであり、予算審議等の結果、内容が変更

される場合があります。また、財政支援額は、国の「地域おこし協力隊推進要綱」の地方財政措置額を財源に支援するものであり、国の同要綱の改正が行われた場合は、財政支援額に変更が生じることがあります。

11 問い合わせ先

美作市政策推進部総合政策課

〒707-8501 岡山県美作市美来 1 番地

TEL : 0868-72-6696 FAX : 0868-72-6367

e-mail : seisaku@city.mimasaka.lg.jp